

市民税課における特別徴収税額通知書の誤送付について

1 概要

令和8年5月25日に、柏市財政部市民税課において、特別徴収税額通知書（以下「税額通知書」という。）を誤って、別の事業所（以下「A」という。）に対して送付したものの

※ 税額通知書には、個人の氏名、住所及び住民税の特別徴収税額が記載

2 経緯

(1) 令和8年5月25日 午前11時頃

Aより市民税課に電話があり、従業員ではない方（以下「B」という。）の税額通知書が届いたとの連絡

(2) 令和8年5月25日 午前11時30分頃

誤発送であることを確認。職員よりAに謝罪し、こちらから送付した書類を全て返信用封筒で送り返してほしいと依頼

(3) 令和8年5月25日 午後1時頃

本来送付すべき事業所に、今回の件を伝えて謝罪。該当者の税額通知書を翌日送付する旨を伝達

(4) 令和8年5月25日 午後6時30分頃

職員がB宅へ訪問。不在であったため、謝罪文を郵便受けに投函

3 原因

システムへの事業所情報入力時に、紐付ける番号の確認が不十分であったため。

4 再発防止策

(1) システム入力の際に、細心の注意を払って処理及びチェックを行うことについて、従事する職員に都度周知をして、誤りのないよう徹底する。

(2) システムの見直しを図り、再発しないような仕様変更を検討する。

【本件に関するお問い合わせ先】

柏市財政部市民税課

電話 04-7128-5390